



©宮城県・旭プロダクション



セーフティ123通信

発行：宮城県・みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会

「セーフティ123通信」は、交通安全キャンペーン「セーフティ123」の参加者を応援する情報誌です。

宮城県内を走るドライバーのみなさん！安全運転してますか？

事故事例から学ぶ安全運転

テーマ 「**急な飛び出し**」

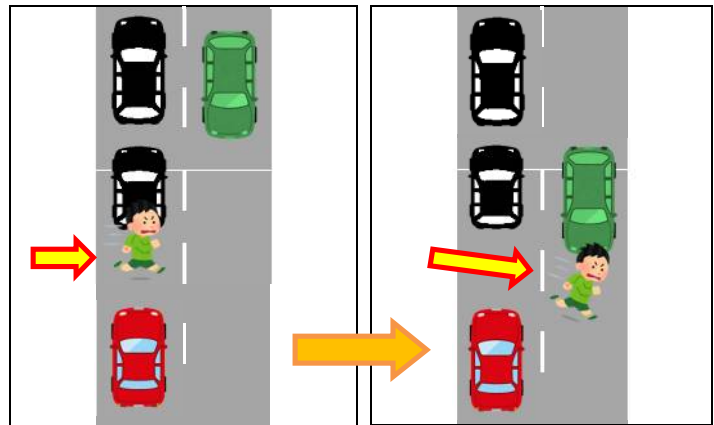
【事故概要】

片側一車線の道路を走行中、渋滞で停止していた対向車の間から飛び出してきた子どもと衝突したものの。

ドライバー語録

「まさか、車のすき間から子どもが急に飛びだしてくるとは考えていませんでした。」

「子どもの姿はどこにも見えなかったのに・・・」



見えない箇所に危険が潜む

渋滞や見通しの悪い交差点など見えない箇所には、子どもの急な飛び出しなど、予期しない危険がいろいろと潜んでいます。

ドライバーの皆さんは、交通環境に応じて危険を予測し、安全な運転に努めなければなりません。

子どもの急な飛び出しによる交通事故でも、運転者は加害者に、飛び出した子どもは被害者となるため、「うわっ…、まさかっ!!」となる前に危険を予測しながら運転しましょう。



お互いの存在に気づいていなかった・・・「なぜ??」

この時期、各地では催し物やお祭りなどが開催され、大きな道路が封鎖され、歩行者天国化するなどにより渋滞が発生し、通りなれた道であっても、いつもとは車や人の流れが変わる場合があります。

対向車線の渋滞を横目にしながら漫然と運転していた次の瞬間「ドン！えっ何？」ぶつかって初めてお互いの存在に気づくなんてことも・・・車にはそれぞれ見えない箇所「**死角**」があり、お互いが死角に入ると、人に限らず、大きな車でさえ見えなくなることもあります。

自分の車のどこが死角になるのか把握し、渋滞していた時には、「車のすき間から人が飛び出してくるかもしれない」と考え、危険を予測した運転に努めましょう。

また、子どもは、夏休みなどで気分が開放的になり、周りの交通状況を把握せず、次の行動に移ることもあるので、子どもの姿を目にしたら、「もしかしたら飛び出してくるかもしれない」と考え、より注意して運転しましょう。

セーフティ123キャンペーンについて

「第33回セーフティ123キャンペーン」の募集期間は6月30日で終了しました。

たくさんの方のご応募ありがとうございました。

●セーフティ123キャンペーンの実施期間は7月1日から始まっています。

皆さん、10月31日(土)までの123日間、無事故・無違反の達成を目指して安全運転を心がけましょう。

●実施期間終了後、1年以上の無事故・無違反を達成された方には、「SDカード」が送付され、SDカード優遇店で提示すると割引や優遇特典などを受けることができます。

●SDカード優遇店の詳細は「自動車安全運転センターホームページSDカード優遇店検索」に掲載されております。

◎SDカードについてのお問い合わせ◎

自動車安全運転センター宮城県事務所

ご連絡先：022(373)7171

ホームページURL：<https://www.jsdc.or.jp>

【SDカード見本】



協賛の募集	- 企業団体様からの協賛金（10万円、10以上）又は提供品を受け付けております。 - 協賛金50万円以上は「特別協賛企業・団体」とさせていただいております。 - 協賛金は、令和8年9月30日（水曜日）まで募集しており、無事故無違反を達成したチームに贈呈される賞品の購入に活用させていただいております。 - 協賛企業団体様には、賛同書を交付させていただき、協賛企業団体名は県公式ホームページやセーフティ123キャンペーンパンフレットなどに掲載して広くお知らせします。
協賛金 お振り込み先	◆口座名義：みやぎ交通安全啓発・実践キャンペーン実行委員会 ◆口座番号：七十七銀行県庁支店 普通 9045881

交通事故に遭われた方々へ

交通事故 相談窓口	相談受付時間 月～金8:30～16:45（土・日・祝日、年末年始はお休みします。） ※弁護士無料相談 下記日程の14:00～16:00（下記の窓口で事前予約が必要です。）		
窓 口		電話（問い合わせ先）	弁護士法律相談日程
県庁交通事故相談室		022-211-2432、2433	毎月第2・第4金曜日 14:00～16:00（要予約）
大河原地方振興事務所県民サービスセンター		0224-53-3111 内線240	毎月第2・第4金曜日 14:00～16:00 県庁交通事故相談室と のリモート相談のみ （要予約）
北部地方振興事務所県民サービスセンター		0229-91-0701 内線210	
北部地方振興事務所栗原地域事務所県民サービスセンター		0228-22-2111 内線287	
東部地方振興事務所登米地域事務所県民サービスセンター		0220-22-6111 内線203	
東部地方振興事務所県民サービスセンター		0225-95-1411 内線3020	
気仙沼地方振興事務所県民サービスセンター		0226-24-3186	

※ 県庁交通事故相談室を除く、各県民サービスセンターの窓口については県庁交通事故相談員とのリモート相談のみ（要予約）となります。